



### 国勢調査のスケジュール

日	月	火	水	木	金	土
9/19	20	21	22	23	24	25
	お知らせの配布			調査票の配布		
26	27	28	29	30	10/1	2
調査票の配布					調査票の回収	
3	4	5	6	7		
調査票の回収						

問い合わせ先  
 役場企画財政課企画係  
 ☎482-2913  
 (課直通)



国勢調査員は、国から任命された非常勤職員です。知り得た情報については、統計法によって守秘義務が規定されており、漏れいたした場合は罰則が設けられています。(下の統計法参照)

## 9月下旬から 国勢調査員が 訪問します

調査の結果は、地方交付税の算定人口といったものや、社会保障政策、雇用・失業政策などの各種行政施策、環境整備計画または地域振興計画といった計画を決定する際に使用される大切な数値となります。調査の趣旨に御理解をいただき、調査票にご記入いただきますようお願いいたします。

(報告義務) 第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。(調査票情報等の利用制限) 第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用しては提供してはならない。(守秘義務) 第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人情報又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者。当該情報を取り扱う業務第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者。当該情報を取り扱う業務三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職に就いた者。当該情報を取り扱う業務四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者。当該委託に係る業務五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者。当該情報を取り扱う業務六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者。当該委託に係る業務第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【統計法】抜粋



今を知らなきゃ、未来はつukれない。

# 10月1日は国勢調査



この国に暮らす、すべての人が参加する調査です。

## 今年は今度は国勢調査の年！ どうやって調査をするの

国勢調査は、行政を進める上で最も基礎となる人口・世帯数などを調べるもので、大正9年から5年に一度行われています。平成22年国勢調査は、19回目の調査となります。

## どうして国勢調査をするの

国勢調査によって調べられた数値は、次回の調査である2015年までの間の町の基礎数値として、さまざまな計画のもとになります。また、国勢調査の人口は、町の歳入の半分以上を占める地方交付税の基礎数値にもなっています。正確な人口が調査されなければ、正確な交付税が算定されません。実際より少ない人口となった場合は、本来受けられるはずの地方交付税を受け取ることができず、町の財政的にも著しく不利益となってまいります。

- 9月23日(木)から9月30日(木)までの間に、国から任命された調査員が皆さんの自宅へ訪問し、調査票を配布します。
- 10月1日(金)から10月7日(木)の間に再度、国勢調査員が皆さんの自宅へ訪問し、調査票を回収します。郵送提出封筒を使って、ポストに投函していただくこともできます。
- 調査票に記載漏れの個所があった場合は、町の統計担当職員からご確認をさせていただく場合があります。

## 「個人情報保護法」との関係は

「個人情報保護法」は、個人情報を取り扱う機関のルールを定めた法律です。個人情報を取り扱う場合に

用はされません。

## 調査には絶対答えないといけない？

国勢調査に係る申告の義務については「統計法」の第十三条に明確に規定されており、この国に暮らすすべての皆さんに報告する義務があ

において、本来の目的以外に個人情報を利用することを制限したり、秘密を保護したりすることを規定したものです。

国勢調査は、調査内容について個人情報を識別することができない統計を作成するためだけに用いられ、さらに「統計法」において秘密の保護に関する規律が厳格に規定されているため「個人情報保護法」の適